

船橋市居住支援協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市居住支援協議会会則第14条の規定に基づき、船橋市居住支援協議会（以下「協議会」という。）の総会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員を決定する場合は、傍聴希望者の見込み数を勘案し、傍聴希望者の全員が傍聴できるよう努めるものとする。

(傍聴の申込み)

第3条 総会（全部を非公開とすることをあらかじめ決定している場合を除く。）の傍聴を希望する者は、総会開催日当日の総会開始時刻の15分前から5分前までに傍聴を希望する総会の開催場所に来場し、会長に傍聴を申し込むものとする。

(傍聴者の決定)

第4条 会長は、次に掲げるとおり先着順により傍聴者を決定するものとする。

- 一 傍聴者の決定は、原則として会議開始時刻の5分前までに先着順で行い、順次傍聴者を傍聴席に着席させるものとする。ただし、冒頭に非公開の議題がある場合は、傍聴者を室外で待機させるものとする。
- 二 総会開始時刻の5分前までに定員を超える傍聴希望者があつたときは、総会の妨げにならない範囲内で傍聴席を追加し、傍聴を認めるよう努めるものとする。
- 三 総会開始時刻の5分前の時点で傍聴者が定員に満たない場合は、それ以後、総会の妨げにならない範囲内で、先着順で傍聴者を追加して決定することができる。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、総会を傍聴することができない。

- 一 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- 二 酒気を帯びていると認められる者
- 三 体調が優れないと認められる者
- 四 その他会長が傍聴することを不適當と認める者

(傍聴者の遵守事項等)

第6条 会長は、次に掲げる傍聴者の遵守事項を記載した書面を傍聴者に配布し、又は会場に掲示し、当該遵守事項を傍聴者に周知するものとする。

- 一 静粛に傍聴すること。
- 二 のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
- 三 総会における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

- 四 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - 五 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
 - 六 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
 - 七 一の会議において公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非公開の審議等を行うときは、会長の指示に従い、速やかに退場すること。
 - 八 事前に会長の許可を得た場合を除き、会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
 - 九 その他会議運営に支障となる行為をしないこと。
- 2 会長は、前項の遵守事項に係る違反行為に対する注意に従わない傍聴者に対し、退席を命じることができる。
- (会議を一部非公開とする場合)
- 第7条 総会の一部を非公開とするときは、公開の議題を先に審議し、傍聴者を退出させた後、非公開の議題を審議するものとする。ただし、議題の性質上、非公開の議題を先に審議する必要がある場合は、この限りではない。

附 則

この要領は、令和5年10月13日から施行する。